

5日目（6月20日）

第2回福生市議会定例会会議録（第10号）

平成20年6月20日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聡君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	高橋 保雄君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君	総 務 部 事 参 事	田中 益雄君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小 峯 勝君	会 管 理 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第2回福生市議会定例会議事日程（5日目）

開議日時 6月20日（金）午前10時

- | | | | |
|-------|-----------|---|--------|
| 日程第1 | 議案第33号 | 福生市手数料条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第2 | 議案第34号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第3 | 議案第35号 | 福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第4 | 議案第36号 | 福生市基本構想審議会条例 | （審査報告） |
| 日程第5 | 議案第32号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 | （審査報告） |
| 日程第6 | 議案第39号 | 平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号） | （審査報告） |
| 日程第7 | 議案第40号 | 平成20年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号） | （審査報告） |
| 日程第8 | 議案第41号 | 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号） | （審査報告） |
| 日程第9 | 陳情第19－7号 | 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書 | （審査報告） |
| 日程第10 | 陳情第19－9号 | 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書 | （審査報告） |
| 日程第11 | 陳情第19－10号 | 福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書 | （審査報告） |
| 日程第12 | 陳情第20－1号 | 介護保険の改善を国に求める陳情書 | （審査報告） |
| 日程第13 | 陳情第20－3号 | 国民健康保険税に関する陳情書 | （審査報告） |
| 日程第14 | 陳情第20－4号 | 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度
の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書 | （審査報告） |
| 日程第15 | 陳情第20－5号 | 下水道使用料の減免についての陳情書 | （審査報告） |
| 日程第16 | 陳情第20－6号 | 議会は使命を果たすことを求める陳情書 | （審査報告） |
| 日程第17 | 議案第45号 | 福生市副市長の選任について | |

- 日程第18 福生市農業委員会委員の推薦について
- 日程第19 議員提出議案第3号 原爆症認定と被爆者の救済に関する意見書
- 日程第20 議員提出議案第4号 多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」を求める意見書
- 日程第21 議員提出議案第5号 福祉人材の確保充実を求める意見書
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第24 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第2回福生市議会定例会5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 追加議案の送付について（議案第45号）（別添参照）
- 2 議案の受理について（議員提出議案第3号、議員提出議案第4号、議員提出議案第5号）（別添参照）
- 3 平成20年4月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る6月18日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第16までとして組ませていただきました。

それから、新たに市長から議案1件、また議会において福生市農業委員1名を推薦する福生市農業委員会委員の推薦についてと、議員提出議案3件が提出されておりますので、日程第17から日程第21までとして組ませていただきました。

また、日程第22の議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。

また、日程第23及び日程第24につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組ませていただいております。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおりとして決定いたしております。

また、新たに提出されました案件の取り扱いについてでございますが、日程第17及び日程第19から日程第21までにつきましては、それぞれ慎重審議の上即決することと議会運営委員会としては決定しております。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの申し出がございますので、本会議終了後に開催願うことといたしております。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めます

ので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、奥富喜一君より発言の取り消し申し出がありますので、これを許します。

○8番（奥富喜一君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。自席から発言させていただきますこととお許し願います。

P222 の  
下線部分  
発言の取  
消発言

本定例会の本会議4日目の私の一般質問で、再編交付金に関する再質問におきまして、市民の皆さまに誤解を招くような表現をしてしまったので、その部分につきまして議長において取り消しの処置を講じられますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ただいまの発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、発言を取り消すことに決定いたしました。

なお、ただいまの取り消し発言については、後刻速記録を調査の上、議長において措置いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会から審査報告書が提出されておりますが、各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

日程第1、議案第33号、福生市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第33号、福生市手数料条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、学術研究の具体的な中身について、また今までの請求状況についてとの質疑があり、理事者より、大学の医学部やがんセンター等の死亡の原因調査などの研究のため、全国統一的基準によって研究所等法務局で容認し、通達してくるものなどである。また福生市では今のところそういった請求はないとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審議報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第33号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第2、議案第34号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例及び日程第3、議案第35号、福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の2案を一括して議題といたします。

本2案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設環境委員長 乙津豊彦君登壇)

○建設環境委員長(乙津豊彦君) おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第34号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第35号、福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の2件につきまして、一括して審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、暴力団についての定義と、申し込みの手続きについての手順及び時間的にはどのくらいかかるのかとの質疑がありました。

理事者より、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第6号に記載している暴力団員という項目の中に、暴力団の構成員をいうという形で規定している暴力団員をいう。また手続きについては、まず市営住宅の空き家募集の申し込み者を抽選し、当選された方の書類を警視庁に照会して判断を得る。その期間は1カ月をめぐとしており、その後暴力団員でないということの確約を得てから入居を決定して、登録者とするにすることを予定であるとの答弁がありました。

さらに同委員より、入居する条件を満たして部屋を獲得した後、例えばその中身に異動があった場合、確認はするのか、またどのようにするのかとの質疑がありました。理事者より、例えば同居者の人数が変わるとか、同居者が変わるとかその都度申請書を出してもらうので、暴力団員であるかどうかの確認をしたいとの答弁がありました。

他の委員より、暴力団による不当な行為防止等に関する法律第2条第6号の規定する暴力団員は、警視庁、警察が指定している指定暴力団の構成員という認識だが、そうすると指定暴力団ではない暴力団等は含まれないということか。また同居した親族以外の者が暴力団員であるときという文章の意味がわからない。入居のときに同居し

た親族以外の方が同居するということはあるのか。また警視總監というのは、いわゆる通常の警察への照会と読み替えていいのかとの質疑がありました。理事者より、指定暴力団以外の者は含まれない。当初入居された方以外に後から同居したという親族に対して暴力団員であるかどうかということを規定しているものである。警視總監ということで警視庁へ照会をするという答弁がありました。

さらに他の委員より、現在の市営住宅第1から第5までであるが、これに該当する暴力団の構成員の人がいるかいないか、その照会は全部終わっているのかとの質疑がありました。理事者より、あくまでもこれは同意書をいただいて、その後照会するという形なので、現に住まわれている方についてはまだチェックはしていないとの答弁がありました。

別の委員より、現に市営住宅に入居している者について、市長は特に認めるときは意見を聞くことができるがあるが、チェックはできないのかとの質疑がありました。理事者より、社会情勢と他市の状況を見てまた判断していかなければならないと思っている。また同居者がふえるとかか減るとかした場合に、そのための承認が必要で、その書類には同意を得る項目があるのでチェックをすることができる。また同じように使用の継承とか、駐車場の利用等の変更がある場合にも、変更の文書の中に同意を得る項目があるので、警視庁に照会ができる。そのときにもチェックができると考えているので、徐々に件数は減ると考えている。市長が特に必要であると認めるときと規定されているので、市長が特に認めるときは意見を聞くことができる、との答弁がありました。

さらに別の委員より、第51条に警視總監は現に入居している者について、市長に対し意見を述べるができるがあるが、現に入居している者に対しても何らかの対応が出てくるということかとの質疑がありました。理事者より、警視總監からそのような要請があれば対応できると考えているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ両議案とも全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより本2案について個別に採決いたします。

まず、議案第34号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、議案第35号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第4、議案第36号、福生市基本構想審議会条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第36号、福生市基本構想審議会条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、基本構想の答申時期についての質疑があり、理事者より、答申の時期は21年2月ごろを予定しているとの答弁があり、別の委員より、審議会の委員で市民公募が3名との説明があつたが、あとはどういうところから選出するのか、3人の公募の基準はとの質疑があり、理事者より、教育、福祉保健、都市基盤整備、生活環境、産業の各分野から各2名ずつ選出をしたいと考えている。また3名の公募の基準は、18歳以上の市内在住者、在勤者、在学者を予定し、ホームページで公募を行い、まちづくりに対する考えを800字程度の作文にして選考する予定で、7月中に決定したいと考えているとの答弁があり、別の委員より、第3期との相違点、それから委員を14名と決定した理由、また諮問ということですので、何の色もなしにするのか、それとも新市長の思いと方針を提示していくのかとの質疑があり、理事者より、第3期の相違点ということで、現在既に走っているが、基本構想市民会議である。公募による市民27名で構成されている会議は、市の未来都市像、まちづくりの目標を検討事項として開催し、その意見をたたき台にして第4期を進めている。今回は市民の意見を多くいただいたということで委員を4名減らしている。また諮問には何も色づけをつけずに意見をいただき、検討していくとの答弁があり、さらに別の委員より、市民会議があるから少なくともいいのだという解釈になるが、市民会議のあり方、どういう構成でどこまでできているのかということで、資料を出していただいて説明していただきたいとの質疑があり、資料提出のあと、理事者より、市民会議の委員は現在27名で、月2回の会議で今まで16回行われており、分野ごとに分かれて取り組んでい

る。7月ごろに内容を取りまとめていただき、市民が思い描いた将来像、あるいは目標などを発表会のような形にし、発表の機会を設けていきたいとの答弁があり、別の委員より、21年2月に答申を受ける予定と聞いたが、経過の中で十分議会側が意見を言える場を設けていただきたいことと、第3期が土台となり次のステップになるのか。また条例のテクニックとして時限条例のような形にするのかとの質疑があり、理事者より、条例のテクニックの問題だが、答申後廃止条例を出す予定としている。また基本構想は自治法で定められているように、議会での議決が必要となるため、基本構想案を提案する前の段階で機会を設けて議会に説明させていただく。また次のステップについては、第3期をもとに計画の進捗状況、社会環境の変化も考えながら第4期を考えていくとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の御報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第36号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第5、議案第32号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第32号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

委員より、1日の時間想定として何時間ぐらい会議時間を求めているのかとの質疑があり、理事者より、おおむね2時間程度を予定しているが、議論で3時間などという形があるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可

決することに決定しました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第32号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第6、議案第39号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については総務文教、建設環境、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長田村昌巳君。

（総務文教委員長 田村昌巳君登壇）

○総務文教委員長（田村昌巳君） 御指名をいただきましたので、議案第39号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）につきまして審査報告をさせていただきます。

まず、歳入全般について管理者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、裁判員システム改修費交付金と、障害者自立支援対策臨時特例事業交付金はどのくらいが補助となるのか。また市債のところだが、トータルでどのくらいの負担減になるのかとの質疑があり、理事者より、裁判員システム改修費交付金は、システムの改修費用の全額が交付される。それから障害者自立支援対策臨時特例事業交付金の60万9000円は、障害者福祉事務費の障害福祉システム改良委託料267万8000円の一部ということで追加するものである。また金利の負担の関係では、平成26年度に償還が完了するが、その間の利子の差が2354万7000円となっているとの答弁があり、また別の委員より、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金の説明の中で、調査研究とは具体的にどのような内容かとの質疑があり、理事者より、これについては文部科学省より研究委託という指定を受け、1点目がスクールソーシャルワーカーの適切な配置、活用のあり方、2点目がスクールソーシャルワーカーを活用した場合、児童・生徒が置かれているさまざまな環境に対する効果的な働きかけがどのような状況にあるかといった内容について研究調査をするものであるとの

答弁があり、さらに別の委員より、裁判員制度の改修は具体的にはどのような形でやるのか流れを教えてください。それから土地売払収入で公社が当時買ったときと、今度は市が買うときとの価格差があるのかどうかを伺いたい。また再交付金の1510万円の繰り入れをしているが特定健診の追加項目ということで、医師会との調整は最終的に行うということだが、今後再編交付金の取り崩しや基金の繰り入れがこれからずっと出てくる予定なのかとの質疑があり、理事者より、裁判員システムに関しては、裁判所から名簿調製支援プログラムという特別なくじを引くプログラムが配布され、システム改修により9月1日現在の選挙人名簿から裁判員の名簿を抽出する。10月15日までに裁判所に報告をし、その後については裁判所で調整し、裁判員となる。また志茂立体関係の買収については、公社が取得したときは平米1万円で取得し、売り払いの見積りは18万円程度で予定をしている。全体額として買い戻す場合111万7900円を予定しており、売り払う場合には2012万2200円を予定している。また再編交付金の充当については、14項目が充当事業となっているが、自由度があるため今後事業に適した形で充当を考えたいとの答弁がありました。

続いて、歳出について理事者より説明の後、質疑に入りました。

委員より、選挙管理費の94万5000円の振りかえは、当初予算のときから国で全部でやるということにはならなかったのかとの質疑があり、理事者より、裁判システムの改修費用は当初の説明会では交付税で措置するという説明があったが、その後国の方針が変わって予算措置がされ、交付申請をせよというようなことがあり、現在に至っているとの答弁があり、また別の委員より、売払収入が2821万円、取得費が両方で968万円で、その残りを積み立てにしたのかとの質疑があり、理事者より、取得分と鑑定の必要経費で組ませており、その分にかかわる部分が20万9000円、買取り価格は139万1000円、歳入財産売払収入2012万2000円を引いて1852万2000円を積み立てるとの質疑があり、さらに別の委員より、スクールソーシャルワーカーの研究委託は何年間かは行って、その後は自前で行っていくのかとの質疑があり、理事者より、この事業は単年度で文部科学省並びに東京都教育委員会に対し成果報告をし、その報告を見て次年度の予算配当額が決定されると聞いており、ひとまず3年間の見通しをいただく。その後についてはその成果等の必要性をかんがみ検討していく必要があるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、建設環境委員長乙津豊彦君。

（建設環境委員長 乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、議案第39号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、やなぎ通りのことについて、この30.04平方メートルの買収で終わったとのことだが、やなぎ通りの全体の中で買収した平米数と総コスト、総買収費用、それと全体の総コスト、やなぎ通りの今回の整備事業の全体像、あと市の負担と都の補助の割合とかというのはすぐに出るか。また都の補助が今回の場合に限っていうと半分の343万9000円ということだが、都の補助は基本的には今回のやなぎ通りの道路整備については2分の1あったということでもいいのかとの質疑がありました。理事者より、全体的なことはすぐには出ない。都の補助はすべて2分の1になっているとの答弁がありました。

さらに委員より、全体像が出てこないとのことなので、工事が全部終了した段階でまとめて報告をいただきたいとの要望が出されました。

他の委員より、このやなぎ通りについて、柳が今何本あるのか、柳があつてやなぎ通りだと思っているが、この柳については手入れをお任せしっぱなしで、いじめて枯らしてしまったように思える。ゆったりと育てて伸ばしてこそ柳だというふうに思っているが、この柳の管理についてはどんなふうにするのか、またお任せでやるのかとの質疑がありました。理事者より、やなぎ通りについては愛称名でいろいろと御迷惑をかけて申しわけなく思っている。当初起点、終点にそれぞれ2本、あと真ん中にシンボルとして1本、計5本植えたが、ハナミズキが1本枯れたので、そこに柳を植えたため今現在6本ある。柳の管理については、以前はすぐ伸びるとのことです。ちょっと刈り過ぎてしまい、枯れるということもあったが、今後適正に剪定等して管理をしていきたいとの答弁がありました。

さらに他の委員から、何度もいうが、柳があつてやなぎ通りだから、ぜひ大事にしてほしいし、軽く植え替えなどを考えないようにしていただきたい。柳はもともと大きくなる木なのだから、いじめて枯らすようなことのないようぜひお願いしたいとの要望が出されました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 次に、市民厚生委員長阿南育子君。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第39号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第1号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、特定健康診査等追加項目健康委託料のところで、対象者は約1万2000人で、50%の約6000人が受診の目標と以前に言っていたと思うが、それでいいのか、対象者と受診率の目標から1人当たり幾らになるのかとの質疑があり、理事

者より、6000人というのは国保の特定健診の対象者の方であり、今回の補正予算は特定健診の追加項目で、福生市として項目を追加して検査をしていこうとするものである。したがって、対象人数は40歳以上の市民全員で約3万2313人、受診については9981人ぐらいになるのではと推測している。単価については1522円となるとの答弁がありました。

別の委員より、当初予算で障害者システム保守委託料の424万2000円があるが、今回システム改良委託料267万8000円が計上されているが、改良の日数はどのくらいだったのかとの質疑があり、管理者より、日数的には30日である。改良に際して急を要することもあり、そのような日数がかかったとの答弁がありました。

また別の委員より、健康診査費のところで目標設定が50%ということだったが、今後は何%まで上げていこうとか計画はあるのか、またメタボリックに対してはどのような計画を持っているのかとの質疑があり、理事者より、目標は、この予算はことしの4月1日現在の人口で、40歳以上の対象人口が3万2313人、このうち9981人が受診するであろうと見込んで立てている。この9981人は30.9%になるが、この内訳は40歳から74歳までの国保の加入者、この人口が1万2066人で、その50%、6033人、それに75歳以上の後期高齢者医療制度の対象になる方についても50%の2404人、それから40歳から74歳の国保以外の方が1万5439人のうち10%の受診を見込んで1544人、これらを合計したのが9981人である。この国保以外の方の受診を10%に見込んだのは、昨年まで行っていた基本健康診査の受診が22.4%くらいだったので、今回予測は難しいところであるが、その半分くらいを見込んで10%の1544人とした。平成20年度の目標は、特定健診の受診率は50%、特定保健指導の実施率は20%、メタボ、いわゆる内臓脂肪症候群関係は2%であるが、5年間の目標を掲げており、平成24年度特定健診受診率を65%、特定保健指導の受診率を45%、内臓脂肪症候群の目標率を10%減少を見込んでいるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第39号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第40号、平成20年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第40号、平成20年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきまして審議報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、国庫支出金精算返還金と都支出金精算返還金、支払基金精算返還金、この差額が結構あるが、理由はどんなことが考えられるかとの質疑があり、理事者より、19年度当初予算については、平成18年度の実績に基づき予算編成されているが、たまたま18年度についてインフルエンザだとかノロウイルス等が大分流行した。その実績に基づき積算しているので、19年度において返還金が出てしまったとの答弁がありました。

また別の委員より、一般会計の繰出金が510万3000円とのことだが、これは最終的にトータルでどのくらいになったのか。それからこの老人医療保険は19年度で終了し、あとは会計処理の関係で残っていると思うが、いつまでというのが決まっていれば教えてほしいとの質疑があり、理事者より、平成19年度は2億4294万9000円である。またこの特別会計は過年度の精算や診療報酬の請求期間が3年間であるので、平成22年度まで残しておくことになるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定いただきますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長の報

告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第8、議案第41号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名をいただきましたので、議案第41号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして審査報告させていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、後期高齢者の健康診査委託料があるが、先ほどの一般会計補正予算のところで特定健診の追加項目が9981人を見込んでいて、その中で75歳以上は2404人を見込んでいるとの説明があったが、この追加項目についてはこの後期高齢者医療特別会計に入るのではなく、先ほどの一般会計の特定健診のところで入ることによいのか、ダブることはないのかとの質疑があり、理事者より、あの追加項目については、いわゆる特定健診とは別に考えていただきたい。追加項目については一般会計で行うとの答弁がありました。

別の委員より、健康診査の関係で、いわゆる従来の基本健康診査の受診率は75歳以上の方は多かったのかどうか、受診率が50%を超えた場合、弾力的に運用されるのかとの質疑があり、理事者より、平成18年度の実施では47.2%くらいだったが、国保全体では43.2%なので、後期高齢者の方の方が多いと考えている。受診については弾力的に実施していくとの答弁がありました。

また別の委員より、受診の自己負担金500円はどのような理由から徴収するのか、また近隣の状況はとの質疑があり、理事者より、受診率50%ということで、受ける人と受けない人との公平性をということで500円を徴収することになった。東京都の広域連合62団体中4団体のみが自己負担を取ることを聞いているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第9、陳情第19-7号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本件については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、陳情第19-7号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書につきまして審査報告させていただきます。

委員より、多くの国民は歯科医療について、保険の範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。しかし、18年度の診療報酬改定で歯周病の定期的管理の条件が厳しくされたり、義歯の作成等に厳しい条件が付加された。今回直ちに陳情を採択し、意見書を国へ上げるべきだと思うので、採択してほしいとの意見がありました。

また別の委員より、歯科診療は重要だと認識しているが、保険の適用範囲を広げ過ぎると国民の総医療費が膨らみ、保険制度の存続が危ぶまれることにもなる。財政負担が大きくなっている現状では、自由診療と保険診療に一定の線引きをすることもやむを得ない。不採択にしたいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番奥富喜一君。

(8番 奥富喜一君登壇)

○8番(奥富喜一君) この陳情は平成19年10月19日に提出された陳情書で、内容は福生市において保険でよりよい歯科医療が行えるよう求める意見書を政府に提出してくださいというものであります。これについて賛成討論をさせていただきます。自民・公明党などは保険適用を広げ過ぎると国民の総医療費が膨らみ、保健医療制度の存続が危ぶまれるなどと(9字削除)、当市の市民厚生委員会においても、

私を除きこの陳情を不採択としています。

私は国が福祉を毎年削減し続け、環境も破壊するむだな大規模開発を続けるなどしていることや、大企業、財界に減税を重ねるなどの方向を改め、大企業、財界に応分の社会的負担をさせること、環境も破壊するむだな大規模開発を再検討し、抜本的な改善をすることなどこそが真に必要な解決策であると考えます。

現にフランスやイギリス、そしてキューバも医療費や教育費は原則無料で充実させていますが、立派に発展しているではありませんか。今元気な国々はむしろこうした福祉、医療、教育の充実型の社会です。この方向に国政を転換させることこそ必要であると私は考えます。

逆に皆保険制度をとらないアメリカは、世界医療ランキング37位、盲腸の入院手術費はニューヨークでは平均入院日数1日で243万円と異常な高さとなり、カードと医療支払いの自己破産が拡大しています。

小金井市議会が12月に意見書を採択していますので、以下紹介をさせていただきます。歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持、回復することは全身の健康の増進や医療、介護のQOLを向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。また多くの国民は、歯科医療について保険のきく範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし、現実の歯科医療では歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。例えば平成18年の診療報酬改定については、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、日本歯周病学界員の82%が「歯周内の治療ができにくくなった」との調査結果に端的に示されているように、事実上一部の患者については歯周病の治療、定期的管理は保険で行えなくなっている。また義歯の作成、調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに厳しい条件が付加されたために、従来以上に保険でよりよくかめる入れ歯の提供が困難になっている。

これらのことから、歯科医師だけでなく歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど将来の歯科医療確保さえ危ぶまれている状況におちいつている。このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

国及び政府に対し、上記の実情を御高察され、保険で歯周病の治療、管理が十分できるとともに、よりよくかめる入れ歯が提供できるなど、よりよい歯科医療が行われるよう強く要請するというものです。こうした意見書は、昨年12月議会ではほかに板橋区、武蔵野市、清瀬市、立川市、東大和市、武蔵村山市、日野市、奥多摩町、昨年9月議会では国立市などが提出しています。

以上の内容から、本日直ちに陳情第19-7号を採択し、意見書を上げるべきと述べまして賛成討論とさせていただきます。

○17番（青海俊伯君） ただいま奥富議員の発言の中で不適切な発言がありと判断しますので、議事をとめていただきたいと思います。

P286の
発言取
消動議

「自民・公明は(7字削除)」とありますが、委員会の中でも「(2字削除)」というのは「3字削除」という意味であります。ぜひとも発言訂正をお願いして、取り消しの動議を求めます。

○議長(原島貞夫君) 暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま発言取り消しの動議が出されましたが、賛成者はおりますか。

(賛成者挙手)

○議長(原島貞夫君) ただいま青海俊伯君から発言取消し動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、本動議について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立者多数であります。よって、本動議は可決されました。

先ほどの奥富喜一君の発言中不穏当な発言があり、発言取り消しの動議が可決されましたので、議長において後刻速記録を調査の上、措置することに決定いたします。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で討論を終わります。

これより陳情第19-7号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第19-7号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原島貞夫君) 起立少数と認めます。よって、陳情第19-7号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第10、陳情第19-9号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本件については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名ですので、陳情19-9号、原爆症認定制

度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書につきまして審査報告させていただきます。

委員より、全国で305万人の被爆者が国を相手取り集団訴訟を闘っている。その控訴審議で5月28日仙台高裁、5月30日大阪高裁とも原告勝訴の判決を出している。しかし、まだ認定から漏れ、残されている方もたくさんいる。各地の一審で認められてきた副甲状腺機能低下や肝機能障害などはまだ国の新基準には入っていない。裁判が長引く中、多くの方が亡くなってきている。原爆症認定制度を抜本的に改善し、被爆者本位の制度に改めるため、国に対して意見書を提出すべきとの立場から、この陳情を採択するよう求めるとの意見がありました。

また別の委員より、6月5日の段階で国は上告を断念し、見直しに取り組んでいるとのことであり、被爆者の方の高齢化も考えると救済を図るべきだと考えるので、採択したいとの意見がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第19-9号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第19-9号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第11、陳情第19-10号、福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書を議題といたします。

本件については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、陳情第19-10号、福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書につきまして審査報告させていただきます。

委員より、少子高齢化の進展、福祉ニーズの多様化に伴い福祉、介護人材の育成、確保が喫緊の課題になっている。しかし、福祉従事者の職員の労働条件が厳しく、賃金水準が低いなどの理由から、職員の定着率が低く、人材確保が極めて困難になって

いる。国へ改善を強く要望する必要があるので、採択を求めるとの意見がありました。

別の委員より、陳情者の中では労働条件の向上と職員配置基準の見直しなど福生市としての独自の施策を求めているが、市ではどのような状況にあるかとの質疑があり、理事者より、賃金、労働条件、配置基準について制度で決まっているものが多いが、福生市独自で決定し、施策をつくるというような状況にはないと考えたとの答弁がありました。

別の委員より、福祉の現場で人材確保が難しい状況は理解している。福祉、介護の人材の質的向上も求められており、それぞれの事業所において安定的に職員が確保されることが効率的な経営や質の向上に結びつくと考えている。したがって、その点においての意見書が提出できたらとは考えている。しかし、陳情書の中に職員の賃金、労働条件の向上、職員配置基準の改善に向けて福生市として独自の施策充実とあるが、市が単独で対応できることは難しいという現状があると考ええる。また都の20年度事業で福祉人材確保のネットワーク事業が始まり、推移を見たいとも思う。職員配置基準の変更では、3月31日付厚生労働省令77号で特別養護老人ホームの設備並びに運営に関する基準、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準、これらの省令が出されたばかりである。この配置基準をさらに変更しろというのは賛成しがたいので、不採択にしたいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 陳情第19－10号、福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書についての賛成討論をさせていただきます。

この陳情は平成19年11月27日に提出された陳情で、内容は、1、福祉人材の確保が図られるよう、職員の賃金、労働条件の向上、職員の配置基準等の改善に向け、福生市として独自の施策を充実してくださるよう福生市への働きかけをお願いします。2、福祉人材の賃金、労働条件の向上、職員配置基準の改善がされるよう国や都に対して意見書を上げてくださるようお願いいたしますというものであります。

2の福祉人材の確保充実を求める意見書を、国や都に対して意見書を上げていくことについては既に合意ができ、議会運営委員長を提出者、議会運営委員会全員が賛同者、これに市民厚生委員会副委員長を賛成者に加え、議員提出議案第5号として提出

し、本日可決される予定です。

しかし、1の福生市への働きかけについては、市として独自の施策充実については、市の独自で対応できる範囲は極めて少ないという現状もあり、意に沿いがたいと私以外の市民厚生委員は不採択としました。

私たち地方議員は、任務として住民の意思を最大限に代弁、反映することが求められています。あわせて、平成19年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」では、労働環境の改善が大きく打ち出されました。この新指針を国や都に単に求めるだけでなく、福生市福祉関係者が力を合わせて実効あるものにしていくことこそが今強く求められています。

したがって、1の福祉人材の確保が図られるよう職員の賃金、労働条件の向上、職員の配置基準等の改善に向け、福生市として独自の施策を充実してくださるよう福生市への働きかけをお願いしますとの陳情は、この立場から直ちに採択し、私たち議員もお互いに知恵を出し合い、福生市に働きかけることを市民に示すべきと私は考えます。

2にあわせ1についても賛成することを表明し、陳情第19-10号の賛成討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第19-10号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第19-10号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立少数と認めます。よって、陳情第19-10号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第12、陳情第20-1号、介護保険の改善を国に求める陳情書を議題といたします。

本件については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、陳情第20-1号、介護保険の改善を国に求める陳情書につきまして審査報告させていただきます。

委員より、介護労働者は1年間に5人に1人が離職する現状がある。働きがいのある仕事であるが、月収15万円ではきついわりには給料が安く、結婚もできないと無念の思いでやめていく。高齢化が進む中で今後10年間に約60万人の介護職員の確保が必要と見込まれ、障害福祉も大幅な増員が必要である。この陳情書に賛成し、採択することを求めるとの意見がありました。

別の委員より、高齢人口の増加と若年労働力の減少という高齢社会に直面し、福祉

人材の確保は決して容易なことではないことは承知している。また介護保険制度や障害者自立支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスも求められていることから、福祉人材の育成、確保は極めて重要である。しかし、陳情の１項目目の介護保険に連動しない給与保障をというところには、介護保険制度の根幹を揺るがすことだと思うので賛成できない。よって、不採択にしたいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、８番奥富喜一君。

（８番 奥富喜一君登壇）

○８番（奥富喜一君） 陳情第２０－１号、介護保険の改善を国に求める陳情書について賛成討論をさせていただきます。

この陳情は平成２０年２月１８日に提出された陳情で、内容は、１、ヘルパー不足解消のためには労働条件の改善が必要です。介護保険料に連動しない給与保障を可能にする介護報酬を引き上げること。２、サービス提供責任者の介護報酬を設定することの２項目について国に意見書の提出を求めるものです。

介護保険料に連動しない給与保障を可能にする介護報酬については、介護保険制度の根幹を揺るがすと考えるため、意に沿いがたいと私以外の市民厚生委員は不採択としてしまいました。

私は必要な介護が受けられなかったり、介護従事者の劣悪な労働条件が放置され、必要な人材確保もままならないというのでは、公的介護制度とは言えないと考えます。介護を受ける人の生活と権利を守るとともに、支える人も安心できる制度に改めることこそ今政府がやるべきことであると考えます。

介護労働者は１年間で５人に１人が離職し、日本共産党国会議員団の２００７年９月の調査では、募集しても予定どおり人が集まらない障害者の事業所が７割近くにも上りました。希望に燃えて就職した青年たちが月収１５万円では結婚もできない。働きがいがあるが、仕事がきついわりに給料が安いと無念の思いで相次いで職場を去っています。

高齢社会が進む中、今後１０年間に約６０万人の介護職員の確保が必要となると見込まれ、障害者福祉も大幅な増員が必要です。このままでは特別養護老人ホームや訪問介護を初め地域の高齢者介護、障害者支援の体制が崩壊しかねない危機的な事態です。

深刻な人材不足は、自民・公明政権が介護保険法の改悪や障害者自立支援法の強行などにより利用者に苛酷な負担増とサービスの利用制限を強いる一方で、事業所に対する報酬を引き下げてきたことを最大の原因としています。各地の事業所が経営危機におちいり、賃金カット、正規職員のパート化など労働条件の切り下げを余儀なくされ、閉鎖に追い込まれた事業所も出ています。利用者サービスにも重大な影響を引き起こしているのです。

大もとにあるのは社会保障予算抑制の構造改革路線です。競争がサービスの質を高めるなどという口実で報酬を切り下げ、規制緩和、市場原理優先で福祉の営利化を進めてきた国の責任が厳しく問われなければなりません。

厚生労働省は2007年8月、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針、いわゆる人材確保指針を14年ぶりで改定し、給与など労働条件の改善策を打ち出しました。世論と運動の反映です。国はこの指針を実行する責任があります。

日本共産党は、何よりも利用者の暮らしと人権を守るためにも、職員が安心して働くことのできる労働条件を整えることが大切であるという立場で、介護保険法改悪、自立支援法にきっぱり反対し、政府に抜本的改善、見直しを求めてきました。

深刻な人材不足を打開するために、福祉労働者全体が深刻な状況にある中で、特に高齢者介護と障害者福祉分野に絞って5項目の緊急提言を行い、実現のために全力を上げています。1、誇りを持って働き続けられるよう、介護、福祉労働者の待遇の改善を、このために国の責任で賃金アップへ緊急措置を講じること。2、介護支援費の事業所に対する報酬を大幅に引き上げる。このために2008年度から緊急実施をすること。3、人権を守る仕事にふさわしい身分保障と労働条件を。4、心通い合う介護、福祉のために人員配置基準を抜本的に改善する。5、自治体も福祉の人材確保に役割発揮を。以上の5項目です。

ヨーロッパの国々では高齢者、障害者の尊厳を守るために福祉、介護サービスに手厚い職員配置を行い、待遇改善と地位向上に力を入れています。世界第2位の経済大国である日本でこうしたことができないはずはありません。日本共産党は利用者、事業所、国民の皆さんと力を合わせて深刻な人材確保の危機を打開し、国民の願いにこたえる介護、福祉を実現するために全力を上げます。

この立場から陳情第20-1号に賛成であることを表明し、賛成討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第20-1号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20-1号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立少数と認めます。よって、陳情第20-1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） 次に日程第13、陳情第20－3号、国民健康保険税に関する陳情書を議題といたします。

本件については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、陳情第20－3号、国民健康保険税に関する陳情書につきまして審査報告させていただきます。

委員より、さまざまな物価高騰の中、市民全体の負担の軽減を図る立場から、最も身近かで精神的にも効果のある支援方法の一つ国民健康保険税、下水道料金の値下げだと言える。採択をしてほしいとの意見がありました。

別の委員より、この国民健康保険税は適切な負担と給付によって健全な財政運営を行わなければならない。この制度を維持して市民の健康を守っていくには、加入者の公平な負担と適切な公費バランスが何よりも重要である。適切な保険料の設定や資格証明書の発行などは、負担の公平性を図るために必要な措置だと考えるので、この陳情には賛同できない。不採決にしてほしいとの意見がありました。

また別の委員より、国民健康保険税は18年度の決算時、前年繰上充用金2億400万円、また今回も一般会計からの繰入金が4億3000万円ということで、一般のサラリーマンから見ると、社会保険に入っていないながら住民税を払っているわけだが、その中から自分が加入していない国民健康保険税が払われている状況がある。保険料引き下げでそのあとの財源はどうするのかという問題もある。また資格証等については、猶予期間を持ちながら対応しているとのことである。そういったことから、この陳情は不採択をお願いしたいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 陳情第20－3号、国民健康保険税に関する陳情書について賛成討論をさせていただきます。

この陳情は平成20年2月21日に提出された陳情で、内容は、1、国民健康保険税を引き下げて払える国民健康保険税にすること。2、資格証明書と短期保険証明書

を発行しないこと。3、減免基準を生活保護基準の1.5倍に引き上げ、無条件に実施することです。

私以外の市民厚生委員は、適切な保険料の設定や資格証明書の発行などは負担の公平、公正を図るために必要な措置であると考えてるため意に沿いがたいと不採択としてしまいました。

しかし、さまざまな物価高騰の中、市民全体の負担軽減を図る立場からも、最も身近で精神的にも効果的な支援方法の一つが国民健康保険税、下水道料金の値下げをすることだといえます。国民健康保険税は高過ぎる負担の代表格です。

この最大の元凶は、国がいまだに国保会計に対する2分の1負担を復活しないことにあります。あわせて払えない人による滞納増加は市民のモラルハザードを拡大させます。払える程度の負担に軽減化の努力をすべきでありますと私は一般質問の中でも述べたところですが、やっとの思いで税金を支払っておられる方に諸物価の値上がりでさらに大変な生活がのしかかっているときに、これでもかこれでもかとさらに負担増を押しつけるのではなく、こういう時期だからこそ市は負担を和らげることを考えることこそが大事です。

短期保険証や資格証の発行をすると病院に行きにくくなり、治療の遅れにもつながり、市民の命も危ぶまれます。民医連の2007年の調査でいけば、2007年度の1年間、医者に行かれず手遅れで死亡された方が31名あると報告があります。また5月11日のNHKスペシャルで、全国2000の救急告示病院への半数近い回答の中でも、475人の方が手遅れで死亡されていると報道されていました。

市民の生命と健康を守るためには病気の早期発見、早期治療が大事です。国民健康保険の趣旨からしても、保険証の交付は当然のことです。こんな非人間的なことがやられるようになったのは、政府が1997年に国保法を改悪し、滞納者への資格証交付を市町村の義務としたことです。改悪後、資格証世帯は3.6倍となり、失業、倒産などで苦しむ人から医療まで奪い取る非道な政治は一挙に拡大しました。しかし、こうした制裁強化にもかかわらず、国保料や国保税の滞納率は1997年の16%から2006年の19%へとふえ続けています。収納率向上に役立たず、住民の命と健康を壊すだけの国保証取り上げは直ちにやめるべきです。

共産党は、資格証を義務付けた条項を改定し、破綻が明瞭な取り上げ路線の押し付けをやめさせます。そもそも現行法でも災害や盗難、病気、事業廃止など特別な事情がある人は資格証の対象外であり、自治体の裁量で特別な事情の範囲を広げることも可能だし、当市でも対応していると聞いているところです。

減免基準を生活保護基準の1.5倍に引き上げ、無条件に実施することで無慈悲な低所得者いじめを大幅に改善できます。「苛政は虎よりも猛」住民に重税や徴兵などの負担を強いる過酷な政治は人食い虎よりもさらに凶暴で、人々を苦しめると広辞苑にあります。

こうした立場から、陳情第20－3号に賛成であることを表明し、賛成討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第20－3号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20－3号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立少数と認めます。よって、陳情第20－3号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第14、陳情第20－4号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書を議題といたします。

本件については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（市民厚生委員長 阿南育子君登壇）

○市民厚生委員長（阿南育子君） 御指名ですので、陳情第20－4号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書について審査報告させていただきます。

委員より、75歳以上を現役世代と切り離れた保険制度に囲い込み、75歳以上のすべての人から保険料を徴収する。また年金額、月1万5000円以上の人からは保険料を天引きする。保険滞納者からは保険証を取り上げ資格証明書を発行する。75歳以上だけを別枠にして診療報酬を設定し、必要な医療を制限する差別医療を導入するなど人間の尊厳を否定するものである。よって、この陳情は採択を求めるとの意見がありました。

別の委員より、平成37年の医療費シュミレーションによると、人口推計が平成19年で75歳以上が1200万人、平成37年は2000万人と言われている。人口比率は16.7%である。医療費は19年度で12.2兆円、全体の35.2%を使っている。それが平成37年度には34.3兆円、52.3%と推計されている。2割弱の人で半分以上の医療費がかかってしまうところから始まった医療制度である。したがって、制度そのものはとても大事なものであると考えるので、不採択にしてほしいとの意見がありました。

また別の委員より、今国会でも見直しをしている状況もあり、保険料に対しては低所得者への配慮もされている。維持しなければならない制度だと考えるので、この陳情は不採択にしてほしいとの意見がありました。

その後、審査中に反対の意見があったため、起立による採決をいたしましたところ、起立少数により不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

賛成者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 陳情第20－4号、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書について賛成討論をさせていただきます。

この陳情は平成20年5月16日に提出された陳情で、内容は、1、後期高齢者医療制度は中止・撤回すること。2、70歳から74歳の窓口負担の1割から2割への引き上げをやめること。3、保険料の天引きをやめること。4、資格証・短期証を発行しないこと。5、医療に使う国の予算をふやして高齢者、国民が安心して医療を受けられるようにすること。この5点について国へ意見書を提出していただきたいというものです。

私以外の市民厚生委員は、以前の医療制度のままにしておくと若い現役世代との不公平を解消できないと考えるため、この制度の中止・撤回は意に沿いがたいと不採択としてしまいました。

国庫負担を削減し、国民に負担増を押しつけてきた老健制度の問題点は当然改革が必要です。しかし、差別医療を強いる今の制度とは決定的に違います。間違った制度を直ちにやめ、もとに戻すというのが私の主張です。

瀬戸内寂聴さんは「年齢に線を引くという精神がおかしいですね。結局そういうことを考える政治家はお金に不自由していない人ですよ。本当にお金がなくて困っている年寄りのことがわかっていない。自分はお金があっても、もしもお金がなかったらこういう場合どうするだろうかという想像力がない。だから政治が偏ってしまうのです。本当に貧しい人の身になれば、こんなことはできないと思いますよ。根本が違っているのだからこういう制度はやめるべきですよ」と述べられています。

このような国民の心からの怒り、願いにこたえ、お年寄りを差別する後期高齢者医療制度は廃止をと4野党による廃止法案が5月23日提出され、6月6日参議院本会議で共産党、民主党、社民党、国民新党などの賛成多数で可決、直ちに衆議院に送付されました。ところが自民・公明の与党は制度の見直しに固執し、廃止法案をみずから提出した共産党以外の野党までが審議拒否の態度を続けており、政党の国民に対する責任が今厳しく問われています。

制度存続に固執する政府与党が打ち出した見直しには国民の多数が批判的です。16日付けの毎日新聞によると、後期高齢者医療制度を廃止し、もとの制度に戻すことに賛成が56%で、反対の30%を上回っています。17日付け朝日新聞でも見直しを主張する政府与党を評価する人は30%で、廃止を主張する野党を評価する人が4

9%、共同通信社の世論調査でも運用改善が44.9%に対し、廃止すべきだけは47.0%に達しています。

後期高齢者医療制度は、1、75歳以上の高齢者を健保や国保から追い出し、ほかの世代と切り離した保険制度に囲い込む。2、75歳以上のすべての人から保険料を徴収、年金額が月1万5000円以上の人は保険料を年金から天引きする。3、保険料滞納者からは保険証を取り上げ、資格証明書を発行する。4、75歳以上だけを別立てにした診療報酬を設定し、必要な医療を制限する差別医療を導入するなどであって、人間としての尊厳を否定するものです。

6月4日発表の厚生労働省の調査結果は、資産がない世帯も資産があることを前提にしたり、負担増になりやすい世帯構成を除外して、負担増の実態を意図的に小さく見せる問題を指摘されているところですが、それでも所得の低い世帯ほど負担増になる割合が高いということが明らかとなっています。

制度の撤回に向けた闘いの一環として、共産党は4月1日から志位和夫委員長を先頭に全国各地で街頭宣伝を行っています。後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める自治体決議が全国で相次ぎ、署名も500万人分を超えて集まっています。世論は沸騰しています。日本共産党はこうした反対世論に依拠しながら、撤回・廃止を求める戦いを強めていく決意です。

この立場から、陳情第20-4号に賛成であることを表明し、賛成討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第20-4号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第20-4号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立少数と認めます。よって、陳情第20-4号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第15、陳情第20-5号、下水道使用料の減免についての陳情書を議題といたします。

本件については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設環境委員長 乙津豊彦君登壇）

○建設環境委員長（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、陳情第20-5号、下水道使用料の減免についての陳情書につきまして審議報告をさせていただきます。

委員より、障害者基本法第21条自身は、条文の内容から努力目標とかではなく、「ねばならない」という大事な規定、法律でもある。この陳情の原因のところにもあるとおり、廃棄物の処理手数料については障害者の方の項目が載っているが、この上

水並びに下水道については東京都の方でも載っていない。市全体で手数料、あるいは利用料の減免等が法の21条に合致している形になっているかどうか、また下水道、上水を含めて他市との状況等をこの際しっかりと調査をしていただけるように、採択をしていただいた上で市の方で積極的に調査をしていただき、必要なものは条例等改正等に結びつけていくとか、あるいは他市と比べて遜色のないようにしていただくとかお願いしたいとの意見がありました。

他の委員より、障害者基本法を読むと、公共的施設の利用料等ということで今回下水道料の減免についての陳情だが、ほかでも調査をしなければいけない部分があるかもしれない。その辺を含めて調査を求めるということなので、採択をしてほしいとの意見がありました。

以上のような意見の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第20－5号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第20－5号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第16、陳情第20－6号、議会は使命を果たすことを求める陳情書を議題といたします。

本件については議会運営委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、陳情第20－6号、議会は使命を果たすことを求める陳情書について審査報告をさせていただきます。

ただいま建設環境委員長から審査報告がありましたが、中身的には同種の陳情でございます。

審査に入りまして、委員より、同趣旨の陳情書が出されている建設環境委員会での審議経過について発言があり、平成16年6月に施行された障害者基本法第21条では、障害者の経済的負担の軽減として、国及び地方公共団体は障害者及び障害者を扶

養する者の経済的負担の軽減を図るため税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免、その他必要な措置を講じなければならないとされており、本来、下水道料金についても減免の取り扱いが必要であり、速やかに議会として措置すべきであるということで、ぜひ採択してほしいという発言がありました。

先ほど報告がありました同趣旨の陳情については、この際、建設環境委員会で委員長からも報告をいただきまして、議論をさせていただいたわけですが、その中で最終的にはいろいろな発言をいただきまして、お諮りいたしましたところ全員異議なく、採択することに決定をさせていただきました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第20－6号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第20－6号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第17、議案第45号、福生市副市長の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第45号、福生市副市長の選任につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

御案内のとおり、副市長の高橋保雄は本年6月30日をもちまして任期満了となります。地方分権化が進む時代の中で、市政発展のため尽力をいただいてまいりました。慰留もいたしましたが、辞意が硬く、承認することといたしました。

つきましては、後任として熟慮の結果、前福生市助役であります坂本昭氏を副市長に選任いたしたく、議会の御同意をお願い申し上げるものでございます。坂本昭氏は福生市収入役、助役時代に豊かな行政経験と豊富な知識を生かし、積極的な行政運営に努め、さまざまな課題に対し的確に取り組んでまいりました。

今後、第2期地方分権改革が推進されようとする中で、第4期総合計画を初め取り組むべき課題が山積している福生市において、副市長としてリーダーシップを発揮し、まちづくりを進めていく上で必要な人材であります。また私のマニフェスト、つま

り、政策提言である五つの元気を早期実現させる上でも最もふさわしい人物と確信しているところでございます。

なお、履歴につきましてはお手元の議案書に添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

また、御同意をいただきましたなら、7月1日付けをもちまして任命いたしたいと考えております。

よろしく御審議を賜りまして、御同意いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第45号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、福生市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員については、村野和男君を推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員に村野和男君を推薦することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第19、議員提出議案第3号、原爆症認定と被爆者の救

済に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民厚生委員長 阿南育子君登壇)

○市民厚生委員長(阿南育子君) 御指名をいただきましたので、議員提出議案第3号、原爆症認定と被爆者の救済に関する意見書につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

国内には約25万人の原爆の被害者がおり、その方たちの多くがさまざまな健康被害、健康不安に苦しい思いをされています。厚生労働大臣からの認定を受けた者は医療特別手当の支給制度がありますが、原爆症の認定を受けられているのは全体のごくわずかな人たちのみです。国での基準の見直しもされてきておりますが、まだまだ十分ではありません。

被害者の多くが放射線が原因と思われる重い病気にかかり、日々を病気と戦いながら不安な毎日を送っていらっしゃる中で、被爆から63年が経過しようとしています。被爆者も高齢化しており、一刻も早い救済の手を差し伸べるべきであると考えるところから、国へ意見書を提出したいと本案を提案したものでございます。

何とぞ、御審議を賜りまして、御可決くださいますようお願いいたしまして提案理由とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に日程第20、議員提出議案第4号、多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(議会運営委員長 大野聰君登壇)

○議会運営委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議員提出議案第4号、

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に意見書の案文が載っておりますけれども、現在、東京地方裁判所八王子支部は非常に狭小なために、家裁の八王子支部が立川市に移転するという事で、21年3月に移転完了という予定になっております。

この八王子支部は、そのまま支部としての機能を立川に移転するという事でございますけれども、東京の場合、今回できる立川の裁判所につきましても、横浜地裁の本庁と匹敵するぐらいの規模ということでございまして、しかも多摩地域には26市4町、30自治体がありまして、この中には407万人の人口を抱えているということで、事件件数についても非常に大きな件数になっております。いろいろな意味で地裁の機能を有しないで、支部ということだと、事件の問題ですとかいろいろ課題が山積してくるわけでございます。

まして裁判員制度の導入等により非常に裁判所の活動に支障を来すということがありまして、このたび議会運営委員会としてはぜひ「裁判所の支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」ということを求めることにいたしましたものです。

具体的には、一つ、多摩地域に人口数、扱い事件数に対応できる規模の地方裁判所及び家庭裁判所本庁を設置すること。当面は立川市に移転する裁判所支部を本庁化し、大規模地方裁判所に匹敵する機能及び組織を有するものとする。二つ目として、多摩地域には複数の裁判所支部があることが望まれ、裁判所八王子支部を残置することということで、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出したいと思っております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますが、原案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） 次に日程第21、議員提出議案第5号、福祉人材の確保充実を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 大野聡君登壇）

○議会運営委員長（大野聡君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第5号、福祉人材の確保充実を求める意見書の提案理由の説明をさせていただきます。

本意見書につきましては、先ほど市民厚生委員会で不採択になりました同種の陳情書が出されておりましたけれども、今回は福生市議会として独自に国及び東京都に対して意見書を提出するというものでございます。

福祉関係の業務については、御承知のとおり措置費制度から契約制度ですとか保険制度に移行されて、さまざまな課題が出されているというふうなことが言われております。

国におきましても平成19年8月に従来の指針を改定をしまして、福祉人材確保指針というものを告示したわけですが、まだまだ福祉介護サービスの従事者の状況、定着率の問題ですとか、労働条件が非常に劣悪だというようなことが指摘されております。

このような状況から、今般、国と東京都に対して福祉従事者の労働環境の整備、適切な水準の給与体系の整備、介護報酬の改定等々について所要の改善を図るべきだということで、施設の充実を求めるための意見書を提出するものでございます。

以上、提案理由とさせていただきますが、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第２２、議員派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

地方自治法第１００条第１２項及び福生市議会会議規則第１５８条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第２３、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第１０３条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が１件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第１９－８号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原島貞夫君） 起立多数であります。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第２４、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成２０年第２回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 1 3 分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 原 島 貞 夫

副議長 羽 場 茂

議員 武 藤 政 義

議員 清 水 義 朋

議員 末 次 和 夫

②

福 総 総 発 第 45 号

平成 20 年 6 月 18 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

追加議案の送付について

平成 20 年第 2 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第 45 号 福生市副市長の選任について



議案第 45 号

福生市副市長の選任について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 18 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市副市長の選任について

次の者を福生市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 東京都福生市大字福生 1299 番地
- 2 氏 名 坂 本 昭
- 3 生年月日 昭和 15 年 11 月 29 日



( 資 料 )

履 歴 書

住 所 東京都福生市大字福生 1299 番地

氏 名 坂 本 昭

生年月日 昭和 15 年 11 月 29 日

学 歴 昭和 34 年 3 月

東京都立農林高等学校卒業

昭和 37 年 3 月

東京都立立川短期大学商科 (第 2 部) 卒業

公 職 歴 平成 9 年 2 月～平成 12 年 6 月

福生市収入役

平成 12 年 7 月～平成 16 年 6 月

福生市助役

平成 17 年 3 月～現在

福生市情報公開審査会委員

平成 17 年 3 月～現在

福生市個人情報保護審議会委員

平成 19 年 2 月～現在

西多摩衛生組合情報公開審査会委員

平成 20 年 4 月～現在

西多摩衛生組合個人情報保護審議会委員

職 歴 昭和 34 年 7 月

福生町役場に就職

昭和 53 年 4 月～昭和 55 年 9 月

総務部秘書室長

昭和 55 年 10 月～昭和 57 年 3 月

建設部土木課長

昭和 57 年 4 月～昭和 59 年 9 月

総務部管財課長

昭和 59 年 10 月～平成元年 3 月

企画財政部渉外担当主幹

平成元年 4 月～平成 4 年 3 月

総務部秘書課長

平成 4 年 4 月～平成 5 年 3 月

市長公室長

平成 5 年 4 月～平成 9 年 1 月

総務部長

平成 9 年 1 月

福生市役所退職

上記のとおり相違ありません。

平成 20 年 6 月 18 日

氏 名 坂 本 昭 ㊟



議員提出議案第 3 号

原爆症認定と被爆者の救済に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 11 日

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 提出者 | 阿 | 南 | 育 | 子 |
| 賛成者 | 杉 | 山 | 行 | 男 |
| 〃   | 原 | 田 |   | 剛 |
| 〃   | 串 | 田 | 金 | 八 |
| 〃   | 増 | 田 | 俊 | 一 |
| 〃   | 奥 | 富 | 喜 | 一 |
| 〃   | 原 | 島 | 貞 | 夫 |

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

## 原爆症認定と被爆者の救済に関する意見書

現在、国内には約 25 万人の原爆被爆者がおり、その多くがさまざまな後遺症や健康不安に悩んでいる。こうした被爆者の中で厚生労働大臣から原爆症と認定された者については、医療特別手当の支給制度があるが、その認定基準が厳しいため、認定を受けている被爆者は全体のごくわずかであり、被爆者に対する支援が十分とはいいがたいのが現状である。このため、各地で原爆症認定訴訟が提訴され、原告の訴えを認める判決がされている。

被爆者の多くが原爆による放射線が原因と思われる重い病気にかかり、日々病気と闘いながら、不安な毎日を送っている。被爆から 63 年が経過し、被爆者も高齢となっていることから、こうした被爆者の窮状を考えると、一刻も早い救済措置が望まれる。

よって、福生市議会は、国及び政府に対し、司法判断等を踏まえ原爆症認定基準を早急に見直すなど、被爆者の救済について適切な対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 11 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

総 務 大 臣

厚生労働大臣      様

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

議員提出議案第4号

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成20年6月18日

|     |   |   |    |
|-----|---|---|----|
| 提出者 | 大 | 野 | 聰  |
| 賛成者 | 奥 | 富 | 喜一 |
| 〃   | 乙 | 津 | 豊彦 |
| 〃   | 高 | 橋 | 章夫 |
| 〃   | 阿 | 南 | 育子 |
| 〃   | 田 | 村 | 昌巳 |
| 〃   | 青 | 海 | 俊伯 |
| 〃   | 大 | 野 | 悦子 |
| 〃   | 小 | 野 | 沢久 |

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」を求める意見書

東京地方裁判所八王子支部及び家庭裁判所八王子支部が、立川市緑町の約1万5,000㎡の敷地に、新たに地下1階地上8階建ての新庁舎を建設し、平成21年3月までに移転する予定となっている。

この新庁舎は、これまでの八王子支部庁舎から倍増して横浜地方裁判所本庁に匹敵する規模となり、裁判員裁判の開始などにより裁判官、書記官ほか職員の人的充実も図られることが期待されている。また、立川市に物的人的にも拡充される裁判所が設置されることは、多摩地域住民の司法アクセスの点では望ましいと言える。

現在の東京多摩地域の状況を見ると、戦後人口の急増により30自治体、407万人の人口を抱えており、人口数で福岡県に次ぎ全国10番目である。また、生活地域であることから、地方裁判所八王子支部・家庭裁判所八王子支部の取扱事件数は全国屈指であり、裁判官、検察官、弁護士の不足が指摘されているほどである。

しかしながら、現在の裁判所支部は、行政事件・簡裁控訴事件を取り扱うことができず、また、労働審判制度も当面利用できない、地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会も設置されていないなど支部であるがゆえの不便、不利益を多摩地域住民が被っているのが現状である。

こういったことから、市民のための司法改革が進む中、多摩地域住民に対する司法サービスの一層の向上と充実を図ることは、急務であると考えらる。

よって、福生市議会は政府、国会及び最高裁判所に対して、以上の観点から、次の事項について強く要望する。

- 1 多摩地域に、人口数・扱い事件数に対応できる規模の地方裁判所及び家庭裁判所本庁を設置すること。当面は、立川市に移転する裁判所支部を本庁化し、大規模地方裁判所に匹敵する機能及び組織を有する

ものとする。

- 2 多摩地域には複数の裁判所支部があることが望まれ、裁判所八王子支部を残置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 18 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

最高裁判所長官

様



議員提出議案第 5 号

福祉人材の確保充実を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 18 日

|     |   |   |     |
|-----|---|---|-----|
| 提出者 | 大 | 野 | 聰   |
| 賛成者 | 奥 | 富 | 喜 一 |
| 〃   | 乙 | 津 | 豊 彦 |
| 〃   | 高 | 橋 | 章 夫 |
| 〃   | 阿 | 南 | 育 子 |
| 〃   | 田 | 村 | 昌 巳 |
| 〃   | 青 | 海 | 俊 伯 |
| 〃   | 大 | 野 | 悦 子 |
| 〃   | 小 | 野 | 沢 久 |
| 〃   | 杉 | 山 | 行 男 |

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

## 福祉人材の確保充実を求める意見書

いま、高齢人口の増加と若年労働力の減少という超高齢化社会の到来に直面している。

超高齢化社会においては、要支援・要介護高齢者の増加により、そのために、必要とする福祉人材の確保はきわめて重要な問題となっている。また、児童福祉、障害者福祉についても、現場を担う福祉人材の確保が困難な状況にある。

国においては、平成 19 年 8 月に「福祉人材確保指針」を告示したが、福祉・介護サービス従事者の実態を見ると、いわゆる定着率が低いことや、労働条件が悪いこと等の問題点が指摘されている。

施設関係者等の努力は、もとよりであるが、特にこのような施策については、国及び東京都による統一的、広域的、かつ総合的な取り組みが必要である。

国及び東京都においては、福祉従事者の労働環境の整備、適切な水準の給与体系の整備と介護報酬の設定、離職している有資格者の再就職の支援、女性が就業を継続できる環境の整備等々、福祉人材の確保のための施策を図るべきである。

よって、福生市議会は国及び東京都に対して、福祉人材の確保のために、なお一層の施策の充実を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年 6 月 18 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

厚生労働大臣 様

東京都知事



福 監 発 第 1 9 号  
平 成 2 0 年 6 月 4 日

福生市長 加 藤 育 男 様  
福生市議会議長  
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 高 橋 章 夫

平成20年4月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 5月28日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成20年4月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 4月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、4月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 20 年 4 月分

平成 19 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本 月 末 現 在 高                    |
|----------|------------------|---------------|----------------|------|--------------------------------|
|          |                  | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額       | 執行率  |                                |
| 一 般 会 計  | 千円<br>22,906,533 | 1,313,585,213 | 22,350,502,949 | 97.6 | 1,929,177,136                  |
|          |                  | 1,286,811,379 | 20,421,325,813 | 89.2 |                                |
| 国 保 会 計  | 6,013,455        | 456,707,712   | 5,738,985,506  | 95.4 | 運 160,000,000<br>△125,955,860  |
|          |                  | 457,210,576   | 5,864,941,366  | 97.5 |                                |
| 老人保健医療会計 | 3,210,751        | 152,274,842   | 3,165,697,385  | 98.6 | 18,302,240                     |
|          |                  | 255,371,132   | 3,147,395,145  | 98.0 |                                |
| 下水道事業会計  | 3,114,146        | 14,073,009    | 3,009,968,464  | 96.7 | 運 60,000,000<br>△54,818,917    |
|          |                  | 132,859,690   | 3,064,787,381  | 98.4 |                                |
| 介護保険会計   | 2,748,149        | 92,510,400    | 2,739,217,050  | 99.7 | 96,230,146                     |
|          |                  | 195,750,596   | 2,642,986,904  | 96.2 |                                |
| 受託水道事業会計 | 466,836          | 0             | 314,712,205    | 67.4 | 3,354,474                      |
|          |                  | 36,095,970    | 311,357,731    | 66.7 |                                |
| 合 計      | 38,459,870       | 2,029,151,176 | 37,319,083,559 | 97.0 | 運 220,000,000<br>1,866,289,219 |
|          |                  | 2,364,099,343 | 35,452,794,340 | 92.2 |                                |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 73,006,010  | 0           | 73,006,010  | 0           |
| 都 税     | 198,588,264 | 125,960,214 | 198,588,264 | 125,960,214 |
| 合 計     | 271,594,274 | 125,960,214 | 271,594,274 | 125,960,214 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高 | 本月中収入額 | 本月中支出額 | 本月末現在高 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金     |        |        |        |        |
| 庁舎建設基金                |        |        |        |        |
| 都市施設整備基金              |        |        |        |        |
| 育 英 基 金               |        |        |        |        |
| 市営住宅等管理基金             |        |        |        |        |
| 財 政 調 整 基 金           |        |        |        |        |
| 学校施設等整備基金             |        |        |        |        |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金   |        |        |        |        |
| 介護給付費準備基金             |        |        |        |        |
| 再編交付金事業基金             |        |        |        |        |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 |        |        |        |        |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金    |        |        |        |        |
| 合 計                   |        |        |        |        |

・ 運は運用金



## 平成 20 年 4 月分

平成 20 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名         | 予算現額<br>千円 | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額      | 収入率 | 本 月 末 現 在 高   |
|---------------|------------|---------------|---------------|-----|---------------|
|               |            | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額      | 執行率 |               |
| 一 般 会 計       | 20,237,398 | 684,018,268   | 684,018,268   | 3.4 | 運 650,000,000 |
|               |            | 1,299,523,038 | 1,299,523,038 | 6.4 | △615,504,770  |
| 国 保 会 計       | 6,117,304  | 50,240,987    | 50,240,987    | 0.8 |               |
|               |            | 40,495,959    | 40,495,959    | 0.7 | 9,745,028     |
| 老人保健医療会計      | 406,260    | 28,422,166    | 28,422,166    | 7.0 |               |
|               |            | 13,366,728    | 13,366,728    | 3.3 | 15,055,438    |
| 下水道事業会計       | 1,610,224  | 104,126,006   | 104,126,006   | 6.5 |               |
|               |            | 3,096,279     | 3,096,279     | 0.2 | 101,029,727   |
| 介護保険会計        | 2,761,654  | 30,553,000    | 30,553,000    | 1.1 |               |
|               |            | 15,343,033    | 15,343,033    | 0.6 | 15,209,967    |
| 後期高齢者<br>医療会計 | 746,895    | 30,000,000    | 30,000,000    | 4.0 |               |
|               |            | 10,301,000    | 10,301,000    | 1.4 | 19,699,000    |
| 受託水道事業会計      | 375,345    | 26,480,000    | 26,480,000    | 7.1 |               |
|               |            | 6,332,813     | 6,332,813     | 1.7 | 20,147,187    |
| 合 計           | 32,255,080 | 953,840,427   | 953,840,427   | 3.0 | 運 650,000,000 |
|               |            | 1,388,458,850 | 1,388,458,850 | 4.3 | △434,618,423  |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高     | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 73,006,010 | 729,945,897 | 324,621,251 | 478,330,656 |
| 都 税     | 0          | 11,836,713  | 0           | 11,836,713  |
| 合 計     | 73,006,010 | 741,782,610 | 324,621,251 | 490,167,369 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高                         | 本月中収入額             | 本月中支出額               | 本月末現在高                         |
|-----------------------|--------------------------------|--------------------|----------------------|--------------------------------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金     | 117,228,657                    | 0                  | 0                    | 117,228,657                    |
| 庁舎建設基金                | 85,091,622                     | 0                  | 0                    | 85,091,622                     |
| 都市施設整備基金              | 1,333,081,344                  | 0                  | 0                    | 1,333,081,344                  |
| 育 英 基 金               | 15,350,000                     | 0                  | 0                    | 15,350,000                     |
| 市営住宅等管理基金             | 352,839,918                    | 0                  | 0                    | 352,839,918                    |
| 財 政 調 整 基 金           | 運△130,000,000<br>1,665,857,737 | 戻 390,000,000<br>0 | 運 1,130,000,000<br>0 | 運△870,000,000<br>1,665,857,737 |
| 学校施設等整備基金             | 1,420,323,343                  | 0                  | 0                    | 1,420,323,343                  |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金   | 413,782,023                    | 0                  | 0                    | 413,782,023                    |
| 介護給付費準備基金             | 36,700,004                     | 0                  | 0                    | 36,700,004                     |
| 再編交付金事業基金             | 51,917,000                     | 0                  | 0                    | 51,917,000                     |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000                      | 0                  | 0                    | 2,000,000                      |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金    | 6,000,000                      | 0                  | 0                    | 6,000,000                      |
| 合 計                   | 運△130,000,000<br>5,500,171,648 | 戻 390,000,000<br>0 | 運 1,130,000,000<br>0 | 運△870,000,000<br>5,500,171,648 |

・ 運は運用金

・ 戻は戻入金



平成 20 年 6 月 12 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件 名                                               | 議決結果 |
|----------|---------------------------------------------------|------|
| 議案第 33 号 | 福生市手数料条例の一部を改正する条例                                | 原案可決 |
| 議案第 36 号 | 福生市基本構想審議会条例                                      | 原案可決 |
| 議案第 32 号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例            | 原案可決 |
| 議案第 39 号 | 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） | 原案可決 |



平成 20 年 6 月 10 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 乙 津 豊 彦 団

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名                                           | 議決結果 |
|----------|-----------------------------------------------|------|
| 議案第 34 号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例                            | 原案可決 |
| 議案第 35 号 | 福生市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例                       | 原案可決 |
| 議案第 39 号 | 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分） | 原案可決 |



平成 20 年 6 月 11 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名                                           | 議決結果 |
|----------|-----------------------------------------------|------|
| 議案第 39 号 | 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分） | 原案可決 |
| 議案第 40 号 | 平成 20 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）              | 原案可決 |
| 議案第 41 号 | 平成 20 年度福生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）             | 原案可決 |



平成 20 年 5 月 16 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 氏

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                                    |                                      | 議 決 結 果       |
|------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 陳情第 20-2 号 | 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書<br>（平成 20 年 2 月 18 日受理） |                                      | 不採択<br>（起立採決） |
|            | 理 由                                                                    | 市では既に個々の利用者の状況に応じた対応をしているので、意に沿いがたい。 |               |



平成 20 年 6 月 10 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

建設環境委員長 乙 津 豊 彦 印

建設環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号    | 件 名                                       | 議決結果 |
|------------|-------------------------------------------|------|
| 陳情第 20-5 号 | 下水道使用料の減免についての陳情書<br>(平成 20 年 5 月 21 日受理) | 採 択  |



平成 20 年 6 月 11 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

市民厚生委員長 阿 南 育 子 閣

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号     | 件 名                                                     |                                                       | 議決結果          |
|-------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------|
| 陳情第 19-7 号  | 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関する陳情書<br>(平成 19 年 10 月 19 日受理) |                                                       | 不採択<br>(起立採決) |
|             | 理由                                                      | 保険適用範囲を広げ過ぎると国民の総医療費が膨らみ、保険制度の存続が危ぶまれることになり、意に沿いがたい。  |               |
| 陳情第 19-9 号  | 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書<br>(平成 19 年 11 月 16 日受理)  |                                                       | 採 択           |
| 陳情第 19-10 号 | 福祉人材の確保に向けた施策の充実を求める陳情書 (平成 19 年 11 月 27 日受理)           |                                                       | 不採択<br>(起立採決) |
|             | 理由                                                      | 市として独自の施策充実については、市の独自で対応できる範囲は極めて少ないという現状もあり、意に沿いがたい。 |               |

| 事 件 番 号    | 件 名                                                                       |                                                                | 議決結果          |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------|
| 陳情第 20-1 号 | 介護保険の改善を国に求める陳情書<br>(平成 20 年 2 月 18 日受理)                                  |                                                                | 不採択<br>(起立採決) |
|            | 理由                                                                        | 介護保険料に連動しない給与保障を可能にする介護報酬については、介護保険制度の根幹を揺るがすと考えするため、意に沿いがたい。  |               |
| 陳情第 20-3 号 | 国民健康保険税に関する陳情書<br>(平成 20 年 2 月 21 日受理)                                    |                                                                | 不採択<br>(起立採決) |
|            | 理由                                                                        | 適切な保険料の設定や、資格証明書の発行などは負担の公平、公正を図るために必要な措置であると考えするため、意に沿いがたい。   |               |
| 陳情第 20-4 号 | 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める国への意見書を提出する陳情書<br>(平成 20 年 5 月 16 日受理) |                                                                | 不採択<br>(起立採決) |
|            | 理由                                                                        | 以前の医療制度のままにしておくと、若い現役世代との不公平を解消できないと考えするため、この制度の中止・撤回は意に沿いがたい。 |               |

平成 20 年 6 月 18 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

議会運営委員長 大 野 聰 団

議会運営委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号    | 件 名                                        | 議 決 結 果 |
|------------|--------------------------------------------|---------|
| 陳情第 20-6 号 | 議会は使命を果たすことを求める陳情書<br>(平成 20 年 5 月 26 日受理) | 採 択     |



平成 20 年 6 月 12 日

福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

総務文教委員長 田 村 昌 巳 閣

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第 103 条の規定により申し出ます。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                    |                 |
|------------|--------------------------------------------------------|-----------------|
| 陳情第 19-8 号 | 「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書<br>(平成 19 年 11 月 15 日受理) |                 |
|            | 理由                                                     | なお慎重に調査研究を要するため |



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 20 年 6 月 20 日第 2 回定例会 5 日目)

### 総務文教委員会

- 1 行政機構及び職務内容について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 安全安心対策について

### 建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

### 市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について
- 5 子育て支援について



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 20 年 6 月 20 日第 2 回定例会 5 日目)

### 議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議会改革について

